(趣旨)

第1条 本要綱は、ウクライナから神戸市内への避難民(以下「避難民」という。)に対し、 市営住宅を一時使用させる際の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

- 第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるものとする。
 - (1) 一時使用 緊急避難として市営住宅を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 238条の4第7項に基づく目的外使用許可を受けて、期間を限定して使 用することをいう。
 - (2) 一時使用住宅 第7条第2項の規定による使用許可を受けて提供される市営住宅 をいう。

(対象者)

- 第3条 一時使用によって入居を認められる避難民は、次の各号のいずれにも該当する者と する。
 - (1) ウクライナから神戸市内へ避難し、居住先を確保できないこと。
 - (2) 国土交通省の通知等に基づき、政府が受け入れた避難民に該当することが客観的に証明される者であること。
 - (3) 入居者及び同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第6号に定める暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない こと。
- 2 前項第2号に該当しないものであっても、避難民に特別な事情がある場合においては、 市長が地方整備局長等の承認を得て一時使用を許可することができる。

(使用期間)

第4条 使用期間は、原則として1年以内とする。ただし、市長が特段の事由があると認めるときは、使用許可を更新できる。

(使用料)

第5条 前条に定める一時使用許可期間中の使用料は、更新期間も含めて免除とする。

(市の費用負担)

第6条 市は、共同施設の使用及び維持に要する費用について、一時使用住宅の入居者に負担させることが適当でないと市長が認めるものについては、その一部又は全部を負担することができる。

(申請手続き及び使用許可)

- 第7条 一時使用を希望する避難民は、「行政財産使用許可申請書」に、次の各号に定める 書類を添付し、市長あてに提出するものとする。なお、「行政財産使用許可申請書」を含 む提出書類は、避難民本人が自署するときは、押印は不要とする。
 - (1) 政府が受け入れた避難民に該当することが客観的に証明される書類(査証の写し

- 等)(市による原本確認を要する。)
- (2) 入居者一覧表
- (3) 誓約書兼申立書
- (4) 個人情報の取扱いに関する同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請について、第3条の条件を満たす者に対し、その使用を許可し、申 請者あてに「行政財産使用許可書」を交付する。

(使用許可の更新)

第8条 第4条に定める使用期間の更新を希望する避難民は、「行政財産使用許可申請書」 に市長が必要と認める書類を添付し、市長あてに提出するものとする。

(提供住宅の選定)

第9条 一時使用に供する住宅は、あらかじめ建築住宅局長が決定する。

(条例等の遵守)

第 10 条 一時使用の許可を受けた避難民は、一時使用住宅を使用するにあたり本要綱に定めのない事項に関しては神戸市営住宅条例(平成9年4月条例第12号)、同条例施行規則(昭和35年4月規則第9号)及び関係法令並びに第7条第2項に規定する「行政財産使用許可書」に定める許可条件を遵守するものとする。

(明渡しの請求等)

- 第 11 条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、一時使用の許可を取消し、一時使用 用住宅の明渡しを請求することができる。
 - (1) 本要綱に違反したとき。
 - (2) 不正の行為により一時使用許可を受け入居したとき。
 - (3) 正当な理由なく15日以上住宅を使用しないとき。
 - (4) 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
 - (5) 暴力団員であることが判明したとき。
 - (6) その他市長が市営住宅の管理上必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定により明渡しの請求を受けた避難民は、速やかに一時使用住宅を明渡さなければならない。
- 3 避難民が第4条に定める使用期間を超えて使用を続ける場合及び一時使用の許可が取消 された以降も使用を続ける場合、損害金として一時使用住宅の近傍同種家賃相当額を請求 できる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。